

寒川町と株式会社博報堂との 地域課題解決に向けた包括連携協定書

寒川町（以下「甲」という。）と株式会社博報堂（以下「乙」という。）とは、地域課題の解決に向けて、互いに連携・協力することに合意し、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域コミュニティの活性化に関すること
- （2）町民活動の情報発信に関すること
- （3）地域のデジタル化、町政情報の発信に関すること
- （4）観光、産業振興に関すること
- （5）職員の人材育成に関すること
- （6）その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号の事項に関する連携した取り組みについて、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議のうえ取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとし、期間の終了1か月前までに甲又は乙より解除の申し出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙は合意の上電子署名を

施し、各自電磁的記録を保管する。

(以下余白)

2026 年 8 月 4 日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地
寒川町
寒川町長 木村 俊雄

乙 東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号
株式会社博報堂
常務執行役員 青木 雅人